

消費者契約法の一部を改正する法律案

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（第四条 第七条）

第二節 消費者契約の条項の無効（第八条 第十条）

第三節 補則（第十一条）

第三章 差止請求及び損害賠償等団体訴訟

第一節 差止請求権及び損害賠償等団体訴訟の追行（第十二条・第十三条）

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の登録等（第十四条 第二十三条）

第二款 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務等（第二十四条 第三十条）

第三款 監督（第三十一条 第三十五条）

第四款 補則（第三十六条 第四十条）

第三節 差止請求に係る訴訟手続等の特例（第四十一条 第四十三条）

第四節 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

第一款 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例（第四十四条 第五十四条）

第二款 配当等

第一目 通則（第五十五条 第六十一条）

第二目 配当（第六十二条 第六十九条）

第四章 雑則（第七十条）

第五章 罰則（第七十一条 第七十八条）

附則

第一条中「無効とすること」を「無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費

者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすること及び消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を進行することができることとする事」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、第十四条の登録を受けた消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。）をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 消費者契約

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

第五条第一項中「を受けた者」を削り、「含む。次項において」を「受けた者を含む。以下」に改め、同条第二項中「消費者の代理人」の下に「（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第七条第二項を次のように改める。

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその取消しをすることができない。

第二節 消費者契約の条項の無効

第四章の章名を削り、第十条の次に次の節名を付する。

第二節 補則

第十二条を第七十条とし、第十一条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 差止請求及び損害賠償等団体訴訟

第一節 差止請求権及び損害賠償等団体訴訟の追行

（差止請求権）

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事

業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）又は詐欺等行為（人を詐欺し、又は人を強迫する行為をいう。以下同じ。）を現に行い又は行つおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為又は詐欺等行為を現に行い又は行つおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の

受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項及び第五項において同じ。）若しくは民法第九十条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項若しくは民法第九十条の規定により無効とされる消費者契約の条項を

含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項若しくは民法第九十条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うことを推薦し又は提案する行為を現に行い又は行うおそれがある者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

(損害賠償等団体訴訟の追行)

第十三条 適格消費者団体は、共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、裁判所の許可を得て、自己の名をもって、損害賠償等団体訴訟（消費者が消費者契約に関して事業者等に対して有する損

害賠償請求権その他の金銭債権（製造物責任法（平成六年法律第八十五号）第三条に規定する損害賠償の請求権を含む。）について、当該消費者を代表して一括してその給付を求める訴えであつて、当該消費者の意思に基づくことなく提起されるものをいう。以下同じ。）を進行することができる。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の登録等

（適格消費者団体の登録）

第十四条 差止請求関係業務（第十二条の規定による請求（以下「差止請求」という。）をする権利（以下「差止請求権」という。）を消費者の利益のために行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）又は損害賠償等団体訴訟関係業務（消費者の利益のために損害賠償等団体訴訟を進行し、これに係る確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいう。以下同じ。）に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息を配当する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する損害賠償等団体

訴訟の追行及び配当等の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第十五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、定款又は寄附行為、業務規程その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の業務規程には、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の実施の方法、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業

務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の実施の方法には、役員又は職員が差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

(登録の実施等)

第十六条 内閣総理大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を適格消費者団体登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を前条の規定による登録の申請をした者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、適格消費者団体登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

5 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(登録の拒否)

第十七条 内閣総理大臣は、第十五条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 営利を目的とする法人

三 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としない法人

四 定款若しくは寄附行為又は業務規程が法令に適合しない法人

五 その業務を行う役員（理事、業務を執行する無限責任社員その他内閣府令で定める者をいう。以下この号において同じ。）の構成が次のイ又はロのいずれかに該当する法人。この場合において、消費生活

に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とする法人は、次のイ又はロに規定する事業者に該当しないものとみなす。

イ その業務を行う役員の数の中に占める特定の事業者（当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。）の關係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）の数の割合が三分の一を超えていること。

ロ その業務を行う役員の数の中に占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の關係者の数の割合が二分の一を超えていること。

六 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

七 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号及び第十一号ホにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人
- 九 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
- 十 政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体をいう。）
- 十一 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ロ 破産者で復権を得ないもの
- ハ 禁錮^こ以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるものの若しくはこれらの法律に基づき命令の規定若しくはこれらの規定に基づき処分を違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 適格消費者団体が第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの

日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないもの

ホ 暴力団員等

十二 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を遂行するために必要と認められる政令で定める基準に適合する財産的基礎又は人的構成を有しない法人

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(登録に関する意見聴取)

第十八条 内閣総理大臣は、第十五条の規定による登録の申請をした者について前条第一項第八号、第九号又は第十一号ホに該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

(登録の更新)

第十九条 第十四条の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第十五条、第十六条第一項及び第二項、第十七条（第一項第七号を除く。）並びに前条の規定は、前項の更新について準用する。ただし、第十五条第二項に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第二十条 適格消費者団体は、第十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 適格消費者団体は、業務規程を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を適格消費者団体登録簿に登録しなければならない。

(承継)

第二十一条 適格消費者団体がその差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の全部を譲渡し、又は適格消費者団体について合併があつたときは、その差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人(適格消費者団体である法人と差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を行っていない法人の合併後存続する適格消費者団体である法人を除く。以下この項において同じ。)若しくは合併により設立された法人は、当該適格消費者団体の地位を承継する。ただし、その差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第十七条第一項第二号から第十二号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により適格消費者団体の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(解散の届出等)

第二十二條 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 合併により消滅したとき。 消滅した法人を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定を受けたとき。 破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散をしたとき。 清算人

四 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を廃止したとき。 適格消費者団体であつた法人を代表する役員

2 適格消費者団体が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第十四條の登録は、その効力を失う。
(登録の抹消)

第二十三條 内閣総理大臣は、第十九條第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第三十五條第一項の規定により登録を取り消したときは、当該適格消費者団体の登録を抹消しなけ

ればならない。

第二款 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務等

(差止請求権の行使、損害賠償等団体訴訟関係業務に関する注意義務等)

第二十四条 適格消費者団体は、当該適格消費者団体又は第三者の不正な利益を図ることを目的として、差止請求権を行使してはならない。

2 適格消費者団体は、善良な管理者の注意をもって、損害賠償等団体訴訟関係業務を行わなければならない。

3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使し、又は損害賠償等団体訴訟を進行するほか、差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべて

の適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

- 一 第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による差止請求をしたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。
- 三 差止請求に係る訴えの提起（和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。）又は仮処分命令の申立てがあつたとき。
- 四 差止請求に係る判決の言渡し（調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。
- 五 前号の判決に対する上訴の提起（調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。）又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。
- 六 第四号の判決（調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。）又は同号の決定が確定したとき。
- 七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟（和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調ったとき又はこれが調わなかったとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決等が存することとなるものをしようとするとき。

十一 損害賠償等団体訴訟の提起又は損害賠償等団体訴訟に係る仮処分命令の申立てがあつたとき。

十二 損害賠償等団体訴訟に係る判決の言渡し又は損害賠償等団体訴訟に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。

十三 前号の判決に対する上訴の提起又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。

十四 第十二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

十五 損害賠償等団体訴訟に係る裁判上の和解が成立したとき。

十六 前二号に掲げる場合のほか、損害賠償等団体訴訟又はこれに係る仮処分命令に関する手続が終了し

たとき。

十七 その他差止請求又は損害賠償等団体訴訟に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十五条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求に係る訴訟を含む。第二十九条において同じ。)又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務)

第二十六条 適格消費者団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、差止請

求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第二十七条 適格消費者団体の差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十八条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)若しくは裁判外の和解の内容又は損害賠償等団体訴訟に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十九条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手

方から、その差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかに問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下第三号までにおいて同じ。）又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十三条第一項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

五 損害賠償等団体訴訟に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び保全命令の申立てについて

の決定を含む。以下第七号までにおいて同じ。）に基づく金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

六 損害賠償等団体訴訟に係る判決又は民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

七 損害賠償等団体訴訟に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

2 適格消費者団体の役員又は職員は、当該適格消費者団体の差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかに問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3 適格消費者団体又はその役員若しくは職員は、当該適格消費者団体の差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかに問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4 前三項に規定する差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方からその差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請

求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に關してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

5 適格消費者団体は、第一項各号（第五号を除く。）に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相當する金額を積み立て、これを差止請求關係業務又は損害賠償等団体訴訟關係業務に要する費用に充てなければならぬ。

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求關係業務及び損害賠償等団体訴訟關係業務を廃止し、又は第十四条の登録の失効（差止請求關係業務及び損害賠償等団体訴訟關係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求關係業務及び損害賠償等団体訴訟關係業務を終了した場合において、積立金（前項の規定により積み立てられた金額をいう。）に残余があるときは、その残余に相當する金額を、他の適格消費者団体があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは独立行政法人国民生活センターに歸屬させる旨を定めておかなければならぬ。

（区分經理）

第三十条 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る經理をそれぞれ区分して整理しなければならぬ。

- 一 差止請求関係業務
- 二 損害賠償等団体訴訟関係業務
- 三 消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）
- 四 前三号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

（帳簿書類の作成及び保存）

第三十一条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第三十二条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以

下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 業務規程

三 役職員名簿（役員及び職員の氏名及び役職その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四 財務諸表等

五 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

3 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第

二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

5 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第二項第三号から第五号までに掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない

らない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が第十七条第一項第四号、第五号又は第八号から第十二号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき又は適格消費者団体若しくはその役員若しくは職員が差止請求関係業務若しくは損害賠償等団体訴訟関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十五条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 偽りその他不正の手段により第十四条の登録(第十九条第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

二 第十七条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第八号から第十一号までのいずれかに該当するに至ったとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 当該適格消費者団体の役員又は職員が第二十九条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由により第十四条の登録を取り消したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付補則通知しなければならない。

(規律)

第三十六条 適格消費者団体は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(官公庁等への協力依頼)

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十七条第一項第八号、第九号又は第十一号ホに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第二十四条第四項第四号から第九号まで及び第十二号から第十七号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要、損害賠償等団体訴訟に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務及び損害賠償等 団体訴訟関係業務に関

する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(資金の確保及び情報の提供)

第四十条 国及び地方公共団体は、適格消費者団体が差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を行使し、又は損害賠償等団体訴訟を進行するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の行使又は損害賠

償等団体訴訟の追行の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 差止請求に係る訴訟手続等の特例

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(訴訟の目的の価額)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(間接強制の支払額の算定)

第四十二条 差止請求権について民事執行法第七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

第四節 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

第一款 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例

(訴訟の提起の方式等)

第四十四条 適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟法第三百三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、当該適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟において代表しようとする消費者の範囲を記載するものとする。

2 第四十二条の規定は、損害賠償等団体訴訟について準用する。

(訴訟の追行の許可)

第四十五条 裁判所は、適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を提起した場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、決定で、当該適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟を追行すること

とを許可することができる。

一 当該損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する権利に係るものであるとき。

二 損害賠償等団体訴訟によれば当該損害賠償等団体訴訟に係る消費者の権利が適切に実現されると認められるとき。

三 当該適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟において代表しようとする消費者を適切に代表すると認められるとき。

2 裁判所は、前項の規定による許可の決定をする場合においては、決定で、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 総員（適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟において代表すべき消費者をいう。以下同じ。）の範囲

二 総員の範囲に属する者が除外の申出をすることができる期間

3 裁判所は、第一項の規定による許可又は不許可の決定をする場合には、当事者を審尋しなければならない。

- 4 裁判所は、第一項の規定による許可又は不許可の決定をするに当たっては、職権で、必要な調査をすることができるとができる。
- 5 第一項の規定による許可又は不許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 裁判所は、第一項の規定による許可の決定が確定したときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならぬ。
 - 一 許可の決定の主文
 - 二 許可の決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 三 許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟の被告の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 四 許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟の請求の趣旨及び原因の要旨
 - 五 総員の範囲
 - 六 総員の範囲に属する者は次条第一項の除外の申出をすることができる旨
 - 七 第二項第二号の除外の申出をすることができる期間（以下「除外申出期間」という。）

八 許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟についての確定判決等は、総員の範囲に属する者であつて次条第一項の除外の申出をしなかつたものに対してその効力を有する旨

九 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

七 前項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として最高裁判所規則で定める方法でしなければならない。

(除外の申出)

第四十六条 総員の範囲に属する者は、除外申出期間内に、裁判所に対して、総員からの除外の申出を書面によりすることができる。

2 総員の範囲に属する者が、除外申出期間が満了する前に損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的である権利について訴えを提起したとき(除外申出期間が満了する前に当該訴えを取り下げた場合を除く。)は、除外申出期間が満了する日に、前項の除外の申出をしたものとみなす。

3 第一項の除外の申出をした者は、総員から除外されるものとする。

4 裁判所は、第一項の除外の申出があつたときは、当事者にその旨を通知しなければならない。

(口頭弁論期日)

第四十七条 損害賠償等団体訴訟の口頭弁論は、第四十五条第六項の規定による公告があつた日から二週間を経過した後でなければ開始することができない。

(総員の範囲の変更)

第四十八条 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、決定により、総員の範囲を変更することができる。

2 第四十五条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による変更の決定について準用する。

(訴訟の追行の許可の取消し)

第四十九条 裁判所は、適格消費者団体が総員を適切に代表していないときその他重要な事由があるときは、申立てにより又は職権で、決定により、第四十五条第一項の規定による許可の決定を取り消すことができる。

2 第四十五条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取消しの決定について準用する。

(訴訟手続の中断及び受継)

第五十条 一の損害賠償等団体訴訟について、前条第一項の規定による取消しの決定その他の事由により、当該損害賠償等団体訴訟を進行するすべての適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟を進行することができなくなったときは、その訴訟手続は中断する。

2 他の適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。

3 第一項の規定により中断した訴訟手続について前項の規定による受継がされなかったときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

4 第四十五条(第二項第一号を除く。)の規定は、第二項の許可の決定について準用する。

(職権証拠調べ)

第五十一条 損害賠償等団体訴訟においては、裁判所は、本案について必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。

(相当な損害額の認定)

第五十二条 損害賠償等団体訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(訴えの取下げ等)

第五十三条 適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、損害賠償等団体訴訟に係る訴えの取下げ、裁判上の和解又は請求の放棄をすることができない。

2 裁判所は、前項の許可の決定をするに当たっては、総員の範囲に属する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第四十五条第四項から第七項までの規定は、第一項の許可の決定について準用する。
(確定判決の効力が及ぶ者の範囲等)

第五十四条 損害賠償等団体訴訟の確定判決は、総員の範囲に属する者に対してその効力を有する。

2 損害賠償等団体訴訟についての判決の主文においては、総員の範囲を掲げなければならない。

第二款 配当等

第一目 通則

(管轄)

第五十五条 配当等手続（損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理及び配当に係る手続をいう。以下同じ。）に係る事件は、第一審裁判所の管轄に専属する。

(裁判所による監督)

第五十六条 配当等手続に係る事件は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、配当等手続に係る事件に関して必要な調査をすることができる。

(指定等)

第五十七条 適格消費者団体について、当該適格消費者団体の追行に係る損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、裁判所は、当該適格消費者団体の有する当該損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づく地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の地位は、その指定の時にいてその指定を受けた適格消

費者団体が承継する。

3 裁判所は、第一項又は次項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項及び次項において「指定適格消費者団体」という。）がその承継した地位に係る損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、当該指定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

4 裁判所は、前項の規定により指定適格消費者団体に係る指定を取り消したときは、当該指定適格消費者団体の承継していた地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

5 前項の規定による新たな指定がされたときは、同項の地位は、その新たな指定の時に於いてその新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

6 裁判所は、第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、その旨及びその指定の日を公告しなければならない。

7 前項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として最高裁判所規則で

定める方法でしなければならない。

（事件に関する文書等の閲覧等）

第五十八条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この款の規定（第六十条において準用する民事訴訟法の規定を含む。）に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

（報酬等）

第五十九条 適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息のうちから、配当等手続のため必要な費用の前払及び裁判所が

定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第六十条 配当等手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第六十一条 この款に定めるもののほか、配当等手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二目 配当

(配当計画の提出等)

第六十二条 適格消費者団体は、配当を行おうとするときは、裁判所の定める期間内に、配当計画を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。

(配当計画の記載事項)

第六十二条 配当計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 配当に加えるべき総員の範囲
- 二 確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息の総額
- 三 確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息のうち配当に充てることができる金額

四 配当の基準及びその方法

五 権利の届出をすべき期間及びその方法

六 権利の確認の方法

七 権利に関する紛争の処理に関し必要な事項

八 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

(配当計画認可の決定等)

第六十四条 裁判所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、配当計画認可の決定をしなければならぬ。

- 一 配当計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。

- 二 配当計画の内容が確定判決等に基づいていること。
- 三 配当計画の内容が公正かつ衡平であること。

2 配当計画認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(配当計画の公告)

第六十五条 裁判所は、配当計画認可の決定があったときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 配当計画認可の決定の主文
 - 二 配当計画認可の決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 三 配当計画
 - 四 損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等の要旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項
- 2 第五十七条第七項の規定は、前項の規定による公告について準用する。
- (配当計画の実施等)

第六十六条 配当計画認可の決定があったときは、適格消費者団体は、速やかに、配当計画を実施しなければ

ばならない。

2 適格消費者団体は、裁判所の定めるところにより、配当計画の実施状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(配当計画の変更)

第六十七条 配当計画認可の決定があつた後配当計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、裁判所は、配当終了前に限り、申立てにより又は職権で、決定により、配当計画を変更することができる。

2 第五十七条第七項の規定は、前項の規定による変更の決定があつた場合について準用する。

(残余の金銭の処理)

第六十八条 適格消費者団体は、配当が終了した場合において、第六十二条第三号の金額に相当する金銭に残余があるときは、これを独立行政法人国民生活センターに交付しなければならない。

(配当終了の場合の報告義務等)

第六十九条 適格消費者団体は、配当が終了した場合には、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

- 2 裁判所は、前項の報告があつたときは、その旨を公告しなければならない。
- 3 第五十七条第七項の規定は、前項の規定による公告について準用する。
第四章 雑則
本則に次の一章を加える。

第五章 罰則

- 第七十一条 適格消費者団体の役員又は職員が、当該適格消費者団体の損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその損害賠償等団体訴訟の追行をしないこと若しくはしなかつたこと、その損害賠償等団体訴訟に係る訴えの取下げ、裁判上の和解又は請求の放棄をすること若しくはしたこと又はその損害賠償等団体訴訟若しくはこれに係る他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

第七十二条 適格消費者団体の役員又は職員が、当該適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、事業者等との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

第七十三条 第七十一条第一項又は前条第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十四条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第十四条の登録（第十九条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 二 第二十六条の規定に違反して、差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に関して知り得た

第七十五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書又は第十五条第二項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十六条第五項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

三 第三十一条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十六条 第七十一条第一項及び第七十二条第一項の罪は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

2 第七十一条第二項及び第七十二条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十一条、第七十二条、第七十四条又は第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十八条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 二 第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十四条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者
- 四 第二十五条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者

- 五 第二十七条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
- 六 第三十二条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者
- 七 第三十二条第二項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者
- 八 第三十二条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第三項各号に掲げる請求を拒んだ者
- 九 第三十二条第五項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
- 十 第四十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとし、及び消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を進行することができることとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による登録等の制度並びに差止請求及び損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。